

抑えよう!健康保険税(料) 年に1回の健康診査の受診を!

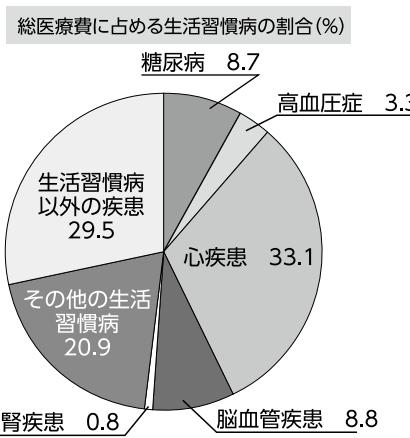
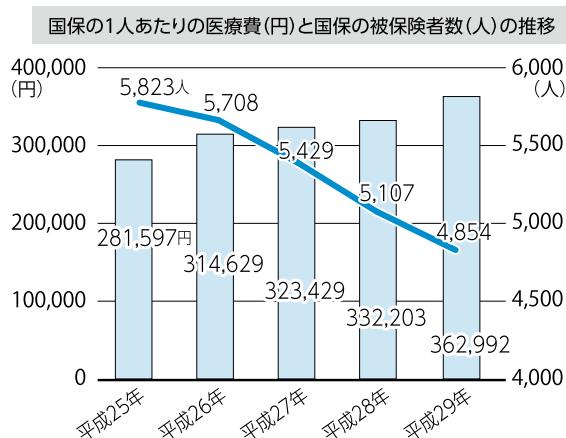
特定健康診査(国民健康保険)、ぎふ・すこやか健康診査(後期高齢者医療保険)

日本人の死因の5割以上を占める生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症など)特定健診と、ぎふ・すこやか健診は、これらの予防を目的とし、メタボリックシンドロームに着目した健康診査です。

神戸町国民健康保険の被保険者数と医療費の関係を見てみると、被保険者数が平成25年度では5,823人、平成29年度では4,854人となっており、約1,000人減少しているにも関わらず、被保険者全体の年間医療費は平成25年度が約16億4000万円、平成29年度では約17億6,200万円と、増加しています。1人あたりの医療費で見ると、平成25年度では約28万2千円であるのに対して、平成29年度では約36万3千円と、増えています。医療費の増加は、健康保険税の納税者の負担増にもつながります。

医療費の抑制には、生活習慣病の早期発見・早期治療が有効とされていますので、将来の健康保険税(料)の負担軽減のためにも、必ず毎年1回の健康診査(特定健診、ぎふ・すこやか健診)を受診しましょう。

後期高齢者医療保険加入者の方には、ぎふ・すこやか健診の受診票を毎年7月初旬に、国民健康保険加入者で40歳～74歳の方には、特定健康診査の受診票を8月初旬にお送りします。



住民保険課 ☎ 27-0174

神戸町空家バンクをご利用ください

神戸町では、町内への移住・定住促進と地域活性化を図るため、利活用可能な空家を紹介する『神戸町空家バンク』を4月より開設しました。空家をお持ちの方はぜひ登録をご検討ください。

◎空家バンクとは

『空家バンク』は、町内にある利活用可能な空家のうち、所有者が売却・賃貸を希望する物件を登録できる制度です。登録された空家情報は、町HPなどの媒体を通して、移住・定住を希望する人などに、広く提供しています。

◎登録可能な空家など

居宅、店舗、工場、事務所、倉庫のうち現に活用していない(近く活用しなくなる予定のものを含む)町内に存在する建築物をいいます。

登録の申し込み後、現地調査などを行い、登録の可否を判断します。

※相続登記など権利関係が整っている建築物であること。

※民間事業者による賃貸や売買などを目的とする建築物は登録できません。

◎手続きについて

空家所有者・空家利用者の方は、空家バンクに物件登録、利用者登録する必要があります。

詳しい手続きについては、建設課都市計画係までお問い合わせください。

また、下記サイトにも手続きについて公開されていますので、ぜひご覧ください。

神戸町空家バンク <http://godo-akiya.jp/>

空家バンク事業の実施に関する協定を締結

平成31年3月28日、神戸町は、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部と協力して空家バンク事業を進めるにあたり、同支部と協定を締結しました。



建設課 ☎ 27-0177